

事 務 連 絡
平成23年3月24日

株式会社日本政策金融公庫国民生活事業本部
事業管理部長 佐藤 義朗 殿

財務省大臣官房政策金融課長 貝塚 正彰
厚生労働省健康局生活衛生課長 堀江 裕



平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る
貸付金の返済据置期間中の利子の支払い方法について

標記の件について、以下の措置の実施について遺漏のないよう配慮されたい。

記

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る対応として、災害救助法が適用された区域内に事業所等を有する者等に対し、既往貸付金及び同区域等の災害復旧貸付金について、借入者の申請により貸付金返済据置期間中(条件変更による据置期間中を含む。)の利子の据置措置を講じることができる。